

# 公認審判員規程

公益社団法人 日本カヌー連盟

## [目的]

第1条 公益社団法人日本カヌー連盟(以下連盟と呼ぶ)および加盟団体が主催または主管する競技会の権威と公正を期するため、公認審判員認定委員会の定めるところにより、公認審判員制度を設ける。

## [公認審判員の種別]

第2条 公認審判員は、国際審判員と国内A級およびJ級とし、連盟登録会員であること。

第3条 J級審判員は経験豊かで競技規則に精通し練達可能な技術と競技会全般にわたる識見を有し、定める手続きを経てその資格を付与された者とする。

第4条 A級審判員は競技運営に関する必要な認定講習会を受講し、競技会における基礎的審判技術を習得した者とする。

## [公認審判員の認定]

第5条 国際審判員は連盟の申請により、国際カヌー連盟の定める審査を経て、その資格を付与される。

第6条 J級審判員は常務理事会の承認を得て、その資格が付与される。A級審判員は加盟団体の申請により公認審判員認定委員会の審査を経てその資格を付与される。

## [公認審判員認定事業]

第7条 J級審判員の認定事業は、公認審判員認定委員会が常務理事会の議を経て期日、会場その他の細目を定め実施する。公認審判員認定委員会は、別表1に定める競技会において審判経験を有した者を対象に、競技規則のみならず諸規定や競技運営全般にわたり必要な事項に関する認定試験を実施し、その成績により適否を決定する。

第8条 A級審判員の認定事業は加盟団体の申請により随時行うことができる。加盟団体がこの事業を実施する場合はJ級審判員を実施責任者とし、審判員養成講習会実施計画書を作成し、第4条に定める事項に関する認定試験を実施し、その成績により適否を決定する。

第9条 連盟は、第6条により資格を付与された者に対し、公認審判員証を交付する。

## [公認審判員認定事業への参加資格]

第10条 J級審判の受験資格はA級審判員資格を取得して3年以上の実績を有し、加盟団体の推薦を得た者とする。

第11条 A級審判員の受験資格は満18歳を超えた者とする。

[公認審判員認定事業への参加手続き]

第12条 J級認定事業に参加資格を有するものが、当該事業に参加しようとするときは、加盟団体が参加者の氏名、会員番号、生年月日、住所、審判経歴、既得A級資格の取得年月日を所定の様式にて作成し連盟へ提出すること。

第13条 A級認定事業を加盟団体が実施する場合は、実施責任者を選定し、参加者の氏名、会員番号、生年月日、住所の一覧を作成し、実施計画書とともに事前に連盟へ提出すること。

[公認審判員の登録]

第14条 公認審判員の登録は加盟団体を通じて行う。

1. J級認定試験に合格した者は加盟団体を通じ、公認審判員認定委員会の発行した合格証と別に定める公認料を付し、連盟へ登録手続きをする。
2. A級認定試験に合格した者は加盟団体を通じ、実施責任者の発行した審判員養成講習会修了証と別に定める公認料を付し、連盟へ登録手続きをする。

[公認審判員の義務]

第15条 公認審判員は連盟の主催する講習会等を受講し、最新の競技規則の知識および技術の習得向上に努めなければならない。

[公認審判員資格の喪失]

第16条 公認審判員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 連盟登録会員でなくなったとき。
2. 公認審判員として、任務遂行上不適格と公認審判員認定委員会が認めたとき。

[特別認定]

第17条 前各条にかかわらず、連盟は本規程を遂行するにあたり特に必要と認めた場合に限り、J級認定事業に参加しなくても認定を付与することができる。

[附則]

第18条 本規程は、連盟理事会の議を経て改正することができる。

第19条 本規程は平成20年4月1日よりこれを実施する。

別表1 対象となる競技会

フラットウォーターレーシング競技

日本選手権大会 国民体育大会 日本ジュニア選手権大会 インターハイ  
海外派遣選手選考会 国民体育大会ブロック大会

スラローム・ワイルドウォーター競技

日本選手権大会 国民体育大会 NHK杯 海外派遣選手選考会  
国民体育大会ブロック大会 ジャパンカップ

## 公認審判員規程の解説

### [目的]

明確な審判員制度を確立することにより、連盟が主催もしくは共催する競技会における権威と公正を期する。そして質・実ともに有能な審判員を確保することがねらいである。

### [公認審判員の種別]

国際と国内。国内は大きくふたつに分ける。従来の審判員はA級とし、幅広く人材を内外に求め、かつよき運営協力者ともなりうるよう初級的な位置づけである。J級とはジャパン級的な意味合いを持ち競技会そのものを運営牽引できること、また日本選手権、国民体育大会等の各審判部署の主任としてあたる。またA級の養成講習ができることを前提としている。近い将来には1県1名をめざしたい。少なくとも各ブロックにいてことで競技会が正常化することと、コース公認などの各種検定業務や審判講習会が今より格段機能的かつスムーズとなる。

### [公認審判員の認定]

競技運営部が統括する。A級養成はJ級審判員がいれば各都道府県で実施できる。J級はその信頼性のため「公認審判員認定委員会」を通じ、常務理事会の承認を得ることが必要である。

### [公認審判員認定事業]・・認定手順方法について

J級認定事業は基本的に年一回の定期試験とする。最も多くの関係者が集結できる国体開催時が望ましい。年度当初に期日・会場等を告知し、書類により申し込み、一斉に筆答試験とする。受験料は必要としない。可否のハードルは高めとし、その質を高めるのがねらいである。

A級認定事業については県やブロックレベルで養成促進できるよう環境を整える

### [参加資格] [手続き]

A級は18歳以上とし。J級はA級取得後3年以上でかつ別表主要競技会の審判歴が必要。定款の定めるところにより会員であること。連盟の行う競技会は賛助会員A登録者をもって構成されることに準拠し審判員も賛助会員A登録とする。

手続きは所属協会を通じて行う

### [登録]

登録会員であることから、加盟団体から登録する。この際、当初の公認審判員登録料は必要である。ただし以降の更新料は科さない。なお平成20年4月1日現在登録有効者は継続として登録更新料は科さない。

新規施行に伴い、平成20年3月末において有効期限の切れる者および平成19年3

月末まで更新手続きをせず有効期限の切れている旧資格者は新たに更新手続き(登録料を必要とする)をすれば資格を継続できる。連盟は資格者(期限切れ旧資格者を含む)名簿を各都道府県協会へ送付し、各都道府県協会は平成20年4月末日までに移行措置を完了する。

更新にかかる手続きは毎年度の会員登録をもって完了する。ルール改正や審判技術の向上のため、各競技運営委員会は講習会等の実施や大会ごとに研修計画をたて制度の維持向上に努める。

#### [特別認定]

新制度移行時には特別に認定しなくてはならない。上級(今後はJ級を指す)資格が付帯条件として競技規則で定められており競技会遂行に必要な役職に当たる一部連盟役員、国際審判員で近年国際大会に従事経験を持ちかつ現在国内の指導的役割を担っている者、過去数年間主要競技会の主任クラスを担っている者が対象者となる。ただし公正公明さを失わないよう極力最少必要人数の認定とする。

#### [その他]

新制度は当面フラットウォーター競技、スラローム・ワイルドウォーター競技について適用する。各競技運営委員会は事業遂行にあたり必要な養成講習課程や審判マニュアルを策定しなければならない。